

令和5年2月1日

お客様各位

大分信用金庫

### カードローンきゃっする契約規定改定のお知らせ

平素より大分信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫は令和5年2月1日より、信金ギャランティ株式会社保証付商品「カードローンきゃっする」のカードローン契約規定を改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

#### 記

1. 改定する規定
  - (1) カードローン契約規定
2. 対象商品  
だいしんカードローン「きゃっする」
3. 改定日  
令和5年2月1日（水）

#### 4. 主な改定事項

改定する規定	改定前	改定後
カードローン 契約規定 第2条 (新規貸越期限) 第3項	新規貸越期限は、借主の満66歳の誕生日の属する月末までとし、この期限の延長は行わないことをあらかじめ同意します。(以下省略)	新規貸越期限は、借主の満70歳の誕生日の属する月末までとし、この期限の延長は行わないことをあらかじめ同意します。(以下省略)

#### 【本件に関する問合せ先】

大分信用金庫

しんきん相談所 フリーダイヤル

0120-120-827